

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成30年4月18日(水)
会議時間 10時00分開会 10時34分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 高橋政悦
副委員長 : 奥秋康子
委 員 : 桜井崇裕、安田薫、西山輝和
議 長 : 加来良明
- 4 事務局 事務局長 : 佐藤秀美、係長 : 宇都宮学
- 5 説明員 なし
- 6 議 件
 - (1) 議会報告会と町民との意見交換会について
 - (2) 3月定例会から取り組んだ事項の振り返りについて
 - (3) 議会会議規則等運用例の一部改正について
 - (4) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長（高橋政悦）：おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会する。本日の議件は3つある。4月23日開催の全員協議会に向けて議会運営委員会として結論を出していきたいと思うので、よろしくお願いします。

（1）議会報告会と町民との意見交換会について

委員長：1件目、「議会報告会と町民との意見交換会について」ということで、お手元に「当日の役割分担」、「参加者へ配付する資料」、「参加者アンケート」の案について配付しており、これらの内容を協議したい。

まずは役割分担から協議をする。役割分担表を見ていただきたい。例年と違うところは、議会活性化特別委員会の絡みで答弁者については今までとは若干違う選考となっている。各常任委員会から出ていただくのは今までどおりだが、テーマが議会活性化特別委員会で検討している部分でもあるので、そちらの委員の方を含めた答弁者になっている。この役割分担について何か意見はあるか。

（なしの声あり）

委員長：役割分担については案のとおりでよろしいか。

（よろしいの声あり）

委員長：このような役割分担で全員協議会のほうに報告する。

続いて、参加者へ配付する資料の内容について、目を通す時間は必要か。

（必要なしの声あり）

委員長：例年どおりの内容であるが、特にここを変えたほうがよいかなどのご意見があれば出していただきたい。

（なしの声あり）

委員長：資料の内容については案のとおりでよろしいか。

（よろしいの声あり）

委員長：案の内容のとおりで全員協議会に報告をする。

続いて、参加者アンケートであるが、昨年の意見交換会の際に、あの場では意見を出しづらいという方がいらっしまったことを踏まえて、去年も書くスペースはあったが、一番下のところにテーマなどについてご意見を書く欄を加えている。このようなかたちで案を作成させていただいたが、皆さんのほうで意見があればお願いしたい。

（発言なし）

委員長：短時間で書くことなのであまり項目を増やしてもうまいかと思うが、この内容でよろしいか。

（よろしいの声あり）

委員長：アンケート内容も案のとおりとする。

これで役割分担、資料の内容、アンケートの内容については協議を終了する。

続いて、お手元に「各団体への案内文書」と「案内文書送付先団体の一覧表」を配付している。これらについて、文書内容及び発送先について確認したい。

まずは、「各団体への案内文書」から確認をしたいがいかがか。

（よろしいの声あり）

委員長：議員報酬と定数の方向については、議会活性化特別委員会では決定したが、全員協議会でひっくり返る可能性もある。その時は文書の内容は変えざるを得なくなるが、議会運営委員会として今の段階ではこの内容ということではよろしいか。事務局に確認であるが、この文書の発送予定はいつになるか。

佐藤局長：全員協議会でまとまれば、すぐに出したい。もしまとまらなければ議会活性化特別委員会でまた検討となる。早くて4月下旬の発送となる。

委員長：4月23日に臨時会及び全員協議会が開かれることになっている。議会活性化特別委員会の話が全員協議会で通れば、議会運営委員会としてはこの内容のままでよろしいか。

（よろしいの声あり）

委員長：続いて、「案内文書送付先団体の一覧表」の確認を行う。発送先の団体については、これ以上のものがあれば意見をいただきたいが。

桜井委員：各町内会は総会を終えて役員も変わっている。それをしっかり確認をして送っていただきたい。私の地域の連合会の方は違う方に変わっている。

佐藤局長：現時点での代表者の確認を行っているが、今現在は変わる時期なので、最終的に発送前にもう一度確認をして出したいと思う。

委員長：発送先の団体数のほうはこれで問題がないということではよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：案のと通りの団体に代表者を確認の上発送することに決定する。

次に、住民への周知については、議会だより、お知らせ版、新聞折込みチラシ、ホームページ、団体への依頼文書で行っているが、今までの例からいうと、あまり連絡が行き届いていないことは無きにしも非ずということで、各委員の皆さんから今以上の人を集める方策が何かないか確認したい。今回でなくても、次回でもまた何か策があれば出していただきたい。

(発言なし)

委員長：今ある媒体は全て網羅しているところなので、これ以上となると突拍子もない話になってしまいそうなので、とりあえず何かあったらこの後につなげていくということで、何か会議のたびに、その他の時にでも出していただければと思うので、心の中に気にかけていただきたいと思う。

議会報告会と町民との意見交換会については、こちらからは以上であるが、委員の皆さんから他に何かあるか。

(なしの声あり)

委員長：議会報告会と町民との意見交換会については、今まで協議したことは全員協議会へ報告する。

(2) 3月定例会から取り組んだ事項の振り返りについて

委員長：2件目の議件、「3月定例会から取り組んだ事項の振り返りについて」の検討を進めていきたい。3月定例会から、執行側との協議により、本会議質疑は初回質疑から一問一答方式に改め、一般質問答弁書の配付も開始した。今回の3月定例会を見ていて、本会議質疑においては、初めに何点の質疑があるかを明確にしてから質疑をするというルールにしたが、最初に何点ということと言わなかったケースがあった。その辺についてはもう一度議会運営委員会として、3月定例会がこうだったからということ全員協議会で正していかなければならないだろうという話も出ている。もう一度議会運営委員会として再確認したいが、そういうふうにルールづくりを行ったので、必ず何点の質問があるということ最初に明確に言ってほしいということで、全員協議会のほうに意見として出すということではよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：質疑について、最初に何点の質疑があるということを確認してほしいということについて全員協議会で再確認を行いたい。

もう1点は一般質問の答弁書について。一般質問の答弁書についてはあくまでも資料であり、答弁は口頭での発言内容になる。今回の3月の一般質問の中で、再質問中に、答弁書について触れている議員がおられた。また、再質問で、初回質問の答弁について答弁書をもっているのにも関わらず、再度同じことを繰り返す質問をする議員がおられたため、答弁書をいただくということの意味を考えていただきたいということ。傍聴されている方もネット中継で見ている方もなぜ同じことを何回も質問をするのかという意見もあるよう。その辺について議会運営委員会として、繰り返しや、答弁書がどうだったからというような再質問はとにかく認めない方向でということで、全員協議会の際に議員の皆さんに確認をしたいと思うが。議会運営委員会としてそのように申し送ることがいいのかどうかについて検討したい。

桜井委員：そういった場合、議長が止めるということか。

委員長：議長は最後の最後に止めていただけたらと思うが、ただ、議員として発言に責任を持つというか、ルールはルールなんで。中には感情的になってそのまま再質問を続ける方もおられる。側から見るとそんなこともあるので、まず最初に議会運営委員会として全員協議会でこういうことがあって聞いているほうも聞きづらいという内容を各議員にとということで。いくら議員として意見を発する権利があるとしても、ルールには則らないと答弁書も意味がなくなってしまうので、その辺を再確認させていきたいとい

うこと。

安田委員：個人的にそうは感じなかったが、そういう意見などが事務局に届いたということか。それとも、委員長が聞いていてこうでないかと思ったのか。

委員長：私が聞いていて言った話ではない。ネット中継の過去の分がありそれを見ていただいたら分かると思うが、例えば、本人と執行側にしか分からない答弁書という言葉が何度も出ると、事務局としても議事録に残しづらい。一般質問をする側と執行側の二人しか分からない話でやり取りをされるのもへんな話でそこから始まる話。当然ネット中継で見ている方も何を言っているのかということになると思うので、その辺をもう少し正していくべきということ。

桜井委員：同じことであるが、町長から再度同じ言葉を聞きたいというようなことはどうか。

加来議長：基本的に、同じ答えをもう一度求めるということはふさわしくないこと。執行側はこう取り組むと言っているのにもう一度同じことを確認することは本来は好ましくないこと。違う視点から質問をするということであればよいが、答えていることに対して同じことをもう一回確認させていただくという質問は、答弁書であろうとなかろうと、今までもできるだけ議員には避けていただきたいということは当然基本にある。先程委員長から説明があったように、一般質問の答弁書をいただくことと、質疑の問一答方式を入れたことにより、できるだけ効率的でより深い建設的な議論をしようとするを前提に議会と執行側がお互いの立場で約束をしこのようなかたちにしてきたもの。3月議会から初めての経験で、反省するところは反省してよりよいものということ。答弁書は非公式な文書ということでは取り扱わないので、委員長が言われたように、答弁書でこう答えているからと質問することはあり得ないこと。そういうことをもう一度確認してほしいということで、委員長が今説明していただいたとおり。

桜井委員：執行側はほとんど答弁書のとおり読むから、答弁書というのもおかしな話。やはり答弁に対しての質問なので、そこらへんはわきまえたほうが良いと思う。

委員長：今の議長のお話を踏まえた上で、全員協議会のほうでそれらのことを議会運営委員会として正していくことでよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：そのように全員協議会のほうに報告をしていきたいと思う。

そのほか、3月定例会から取り組んだことで、委員の皆さんから何かあるか。

桜井委員：議会だよりの発行に向けて、広報広聴常任委員会は順調に進んでいるのかどうかお聞きしたい。

佐藤局長：広報広聴常任委員会は今週の4月20日に議会だよりの発行に向けて初めての委員会がある。これからの協議になる。今考えているのはとりあえずは今までどおりの予算であるので、議会だよりの発行そのものについては、今までに準じたかたちで発行をして、それに平行をしながら、改選後になるか分からないが、今後の議会だよりをどんな方向にしていくのかという部分を別に議論をしながら進めていこうと思っており、委員長ともそのような話をしている。

桜井委員：議会活性化特別委員会の中でも早めというか、スピード感を持って出すようなことも言われていたので、そのへんも確認をしながらよろしく願います。

委員長：ほかに何かあるか。

西山委員：今回の3月定例議会で質問等を聞いていて、あまりにも前置きが長くて、何を言っているのかよく分からないということが非常に多かったのではと思う。その辺もちょっと注意しておいたほうが良いかなと思う。

委員長：西山委員に確認であるが、前置きが長かったのは一般質問の再質問なのか、例えば予算委員会の質疑なのかその辺ははっきりしておきたいが。

西山委員：両方であった。

委員長：今の西山委員からあった意見について、答弁書絡みの話と一緒に全員協議会の中で議会運営委員会のほうでは、そういう意見が出たということを報告していくかたちでよいのかどうか意見をいただきたい。

奥秋委員：前置きと言うが、どのような前置きなのか。一般質問であればそれに関連する中の事前の前置きというか、ある程度の本題に入るまでの前置きは私はかまわないのかなと思うが。まるっきり一般質問と関係ないことを前置きに入れて多くの時間を要することになってもうまくないと思うが。その辺をどういうふうに解釈をすればよいのか。

西山委員：一般質問の最初の質問はかまわないが、再質問になってから多い。あとは予算委員会の時に結構前置きが長かった。注意をしなくてもよいが、そういうことを気をつけて

ほしいと軽い感じで言っていたらいいかなと思う。

桜井委員：私もちよっと前置きが長いと思うが、一般質問は議員に与えられたものだと思うので、そのへんはそれぞれの裁量である程度認めていただきたいと思う。質問の趣旨が分からないという、執行側が何を聞きたいの分からないという部分についてはそれぞれが注視し合うというか、そういったものの確認は必要かと思う。

加来議長：一般質問と補正予算だとか委員会での質疑とは元々違うもの。一般質問については限られた時間の中で、それなりの自分の意見を持って質問をすることがある程度許されるということを前提に、自分は進行させていただいている。おそらく西山委員が言うのは、補正予算だとか委員会での質疑について、そこに演説みたいな自分の意見なりが多くなっているということ。本来質疑については、執行側の事務事業に対する疑問点・問題点を質疑の中で、問いただしていくことが前提。質問と質疑の違いの中で、質疑の時に演説のようにになっている部分があるのではないかということだったと思う。そのへんについては私も議事進行をしながらちょっと感じていた部分である。そのへんの違いを持って皆さんにも周知するのであればもう一回議会運営委員会のほうからしていただければと思う。

委員長：私も議長と同じで、質疑の前に過去の例まで話されてわけがわからなくなったこともよくあるので、議会運営委員会として、簡潔に分かりやすく質疑をしていただくように、もう一度、全員協議会のほうに申し入れるということによろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：そのように決定したい。

「3月定例会から取り組んだ事項の振り返りについて」は以上とする。

(3) 議会会議規則等運用例の一部改正について

委員長：続いて、「議会会議規則等運用例の一部改正について」ということで、お手元に「改正文」と「新旧対照表」を配付している。3月31日をもって、十勝環境複合事務組合が解散され十勝圏複合事務組合に統合されたということで、十勝環境複合事務組合の組合議員選出根拠規定を削除するため、議会会議規則等運用例の一部改正を行うもの。この内容については特に問題がないということで、よろしいか。

(はいの声あり)

委員長：議会会議規則等運用例の一部改正についてはご了承いただいたので、全員協議会で報告をする。

(4) その他

委員長：その他について委員の皆様から何かあるか。

(なしとの声あり)

委員長：事務局から何かあるか。

佐藤局長：4月23日の臨時議会の案件について報告する。専決処分の承認として、3月31日付けで平成29年度一般会計補正予算と国民健康保険特別会計の2件の補正予算がある。それから、3月の定例会の中で行政報告をした除雪車の物損事故について、損害賠償の額及び和解がまとまったので、専決処分の報告議案として1件予定されている。この報告に併せて、平成30年度一般会計の補正予算の専決処分の承認がある。それから、条例改正として、地方税法の改正に伴い、町税条例の一部改正、国民健康保険税条例の一部改正、それぞれ1件ずつ、合計6件の案件が予定されている。議案については本日発送となる。

委員長：今の報告を聞いて何かあるか。

(ありませんの声あり)

委員長：その他は以上として、議会運営委員会を閉じてよろしいか。

(はいの声あり)

委員長：皆様のご意見のもと4月23日の全員協議会に、議会運営委員会の案件をすべて報告できることになった。ありがとうございます。本日の議会運営委員会はこれで終了する。皆さんご苦労さまでした。